

第 4 回公害規制検討部会の要点整理

NO	委員による意見・質問	整理・集約の方向
1	(今田委員) 参考資料 1 で、「専門的な見地から検討」とあるが、これはどの程度の専門性が求められているのか。この環境審議会で、どこまで細かく、議論する必要があるのか。	(下野部会長) 二重規制の解消に関する項目は、法、府条例で対応が可能であることから、現状とそれほど、変わらない。一方、市条例で上乘せしている規制で見直しの提案がある項目は、改正が妥当かどうか検討する必要があると考える。 (事務局) 二重規制の解消ができていないか、市条例で上乘せしていた規制の見直しが必要であるかを中心に検討いただきたいと考えている。
2	(浅野会長) 永嶋委員の意見は市民代表としてわかりやすく、重要な意見であると考えている。これに対して、市の回答は、具体的な根拠が示されていない。根拠については、数値で測れるものとそうでないものがあるが、皆が納得できる根拠が必要だと考える。 (石川副部会長) 次回の資料では、改正部分が「二重規制の解消」であるのか「規制内容の見直し」であるのかを明確にし、さらに、新旧対照表があるとわかりやすい。また、これまでの経験則から規制を見直しても問題ないと判断している項目や見直しの根拠で科学的な理由を示すことができない項目について、一定まとめたほうがわかりやすい。	(下野部会長) 見直しの根拠については、数値で具体的に示すことが可能な項目は、数値で示し、そうでないものについては、推測できるデータや状況を組み合わせて説明する必要がある。 (事務局) 看板の掲出などは、見直しの必要性の根拠を何らかの数値で表すことは困難である。これらは、現在では、行政が事業者に対して義務付けする理由が見いだせないため、見直しを提案しているものである。 (事務局) 見直しにかかる根拠について、もう少し詳しい資料を次回の部会で提示する。
3	(永嶋委員) 事務局は、企業の環境意識の高まりの中で自主的な取り組みによる公害・環境対策が進められているという前提から見直しを検討されているが、私は、そういった現状認識を持っていない。企業の自主規制に任せるとするのは、規制の緩和と考える。また、許可制と届出制は全く違う。許可制に近い届出制ということだが、なぜ届出制にする必要があるのか。	(事務局) 許可は、禁止の解除であるが、昭和 40 年代とは異なり、環境に対して悪影響を及ぼすような事業活動は指弾されることであるという認識が広まってきていると理解している。こうした中で、計画変更命令付の届出制は、現状において適切な制度ではないかと考えている。
4	(石川副部会長) 事前協議の手続きでは、公害発生の恐れがある場合に協議を行うとしているが、微妙なケースもあり得る。一律に網をかけるほうがいいかもしれない。	(事務局) 事前協議については、開発法令で義務付けられており、その際に、環境公害課でも協議を行っている。そのうえで、さらに協議が必要な場合に公害防止条例の規定により事前協議を行えるようにしたいと考えている。
5	(今田委員) 改正条例の指定事業所は、現行条例の工場等と比較して、対象が大きく変わっているのか。	(事務局) 工場については、産業分類による規定をなくし、原動機出力や有害物質の使用で一律に規定する方法に変更する。対象工場数は、改正前とほとんど変わらない。事業場については、他法令で規制されているものや規制の必要なくなったものを整理する。対象事業場数は、改正前と比較して減少する。
6	(今田委員) カラオケ規制で、周辺的生活環境が損なわれない場合とあるが、具体的な基準はあるのか。	(事務局) 住宅地の場合、一番厳しい基準は、夜間で 40 デシベルとなっている。

※資料 2 の意見要約記載分を除く。